

補償の範囲に関する第二次指針、発表

平成23年5月31日、原子力損害賠償紛争審査会が第二次指針を発表しました。第二次指針は第一次指針では定められていなかった「一時立入費用」(ただし、市町村が実施するもの)と「帰宅費用」を新たに補償対象に加えたほか、第一次指針が補償の対象としていた「避難費用」と「避難生活に対する慰謝料」の算定方法を具体化しました。また、事業者に関しては、出荷制限を受けて農産物の作付けを断念した場合や作付け制限を受けた場合の補償が新たに盛り込ま

れ、更に、「風評被害」にも踏み込んでいきます。なお、第二次指針はそのページ数の約4割を「風評被害」の説明にあてていますが、この問題は法律家にとっても非常に難問であり、「分かりやすさ」をモットーとする群馬弁護士会ニュースでは十分説明しきれないことをあらかじめお詫びしておきます。詳細な説明をお聞きになりたい方は、群馬弁護士会が行っている無料電話相談にお電話をいただくか、各地で行われている弁護士による各種法律相談をご利用下さい。

第二次指針の概要

群馬弁護士会ニュース第1号で特集したとおり、第一次指針(4月28日発表)では、対象区域から避難し、又は屋内退避した方々に対して、「検査費用(身体/物)」「避難費用」「生命・身体的損害」「増額した医療費」「慰謝料(生命・身体的損害に対するもの/避難生活に対するもの)」「休業損害」「物の財産価値の喪失・減少」等が補償の対象となることや、対象区域内で事業を営んでいた人・航行危険区域内で漁業や海運業を営んでいた人・出荷制限や操業制限を受けた人に営業補償等が支払われることが定められています。

避難者の方へ 30キロ圏外の自主避難者の方へ

今回の指針では、30キロ圏外の自主避難者の方の補償については、何も示されませんでした。しかし、6月末ころに第三次指針、7月末ころに中間指針がそれぞれ示されると予想されますので、そこで何らかの方向性が示されることに期待したいと思います。

第二次指針で新たに示された補償額の算定方法

第一次指針では様々な損害項目が挙げられましたが、それらの中には、補償額が具体的にいくらになるのか、その算定方法が決められていない項目がありました。第二次指針では、その中の次の2つについて、算定方法の概要が少し明らかになりました。

避難生活に対する慰謝料の算定方法は?

避難生活や屋内待避を余儀なくされた方が、不便な生活を強いられたことによる精神的損害は、慰謝料として補償の対象となりますが、この精神的損害の程度は、避難先の生活環境、利便さ、プライバシー等の点で異なると考えられます。そこで、右記の順序で段階的に金額の差を設けることが検討されています。また、避難等をしたため「余分にかかった生活費」は、避難費用の算定費用のところでも説明するとおり、第一次指針では避難費用に含まれるとされていましたが、第二次指針では一定額を上記の慰謝料に加算し、一括して損害額とすることとされました。なお、多くの放射線に被曝したために健康に対する強い不安感を抱いたことによる精神的損害等も補償の対象にすべきか検討されています。

避難費用の算定方法は?

避難費用のうち、交通費、家財道具移動費用、宿泊費等については、避難された方が実際に負担した費用が損害額とされることになりました。なお、領収書等の資料がない場合でも、宿泊場所や移動手段に応じた標準的な費用相当額の補償を受けることができます。また、避難費用のうち、避難したことによって

「余分にかかった生活費」については、第一次指針では避難費用に含まれるとされていましたが、第二次指針では一定額を避難生活に対する慰謝料に加算することで、一括して補償することとされました。ただし、「余分にかかった生活費」が特に高額の場合には、理由によっては、実際にかかった金額が補償されることもあります。

補償金額の段階

- ① 避難所・体育館・公民館等
- ② アパート・公営住宅・仮設住宅・実家・親戚方・知人方等
- ③ ホテル・旅館等
- ④ 屋内退避

第二次指針で新たに加わった損害項目

一時立入費用

政府の指示により避難等をした方のうち、警戒区域内に住居がある方は、市町村が実施する警戒区域への「一時立入り」に参加することができます。この「一時立入り」に参加するために実際に負担した交通費、家財道具移転費用、除染費用等が補償の対象となります。

帰宅費用

対象区域から避難していた方が、自宅での生活に戻るために実際に負担した交通費及び家財道具の移動費用が補償の対象となります。なお、市町村が実施している警戒区域への「一時立入り」にかかった費用はここには含まれません。

風評被害

「風評被害」とは、放射能汚染の危険に対する不安が広まったことから、商品やサービスの買い控えが起こったり、取引先から取引を停止されてしまったりしたために発生した損害のことをいいます。

補償の実現に向けた第一歩

今回の東日本大震災とそれに起因する原発事故は、我が国の経済活動に非常に大きな影響を与えています。そのうち、どの範囲の損害が「原発事故の風評被害」によるものかは、線引きが非常に難しい問題です。本来、法律のルールに従うと、その線引きは損害賠償を請求する被害者側で細かく証明しなければなりません。しかし、それでは被害者の方が非常に大変ですし、補償を受けられるのが非常に遅くなってしまいます。そこで、第二次指針は、「業界ごとの特徴、取扱商品やサービスの内容、地域、損害項目等に着目して、大きく2つのグループに分ける」という方向性を打ち出しました。2つのグループの境界線は、分かりやすくいうと「損害の原因が原発の風評被害であることの可能性が非常に高いといえるか」です。「可能性が非常に高いといえるグループ」は、被害者の証明の負担が軽くなります。他方、「可能性が非常に高いとまではいえないグループ」は、基本的には、通常法律のルールに従った証明が求められることになります。

補償の対象

- ① 取引数量や価格の低下による収入減少分や、商品の返還・廃棄等に要した費用
- ② 上記①のために解雇されてしまった人の給与等
- ③ 取引先から要請される等、実施を余儀なくされた商品等の放射能汚染検査費用

「原発の風評被害である可能性が非常に高いといえるグループ」の具体例

現在、審査会内に設置された部会においてグループ分けが進められているものと思われませんが、第二次指針では、まずは次の2つが「可能性が非常に高いといえるグループ」として提示されました。

農林漁業（食品は全て対象!）

平成23年4月までに出荷制限指示や自粛要請がなされた地域で産出された農林産物、畜産物、水産物のうち、食品（指示や要請を受けた品目に限りません）については、すべて「可能性が非常に高いといえるグループ」に入るとされました。なお、5月以降に出荷制限指示等がされた地域の風評被害もこのグループに入るとされるかは未定です。

福島県の観光業

福島県に営業拠点がある観光業は「可能性が非常に高いといえるグループ」に入るとされました。もともと、観光業の特性として、震災それ自体を原因とする「自粛」による影響を受けやすいことから、損害の全額が補償の対象となるかどうかについては、今後の検討課題となっています。

農林水産業者の方へ

出荷制限指示や自粛要請がされた対象品目に関する損害が補償されることは、第一次指針で示されていましたが、出荷制限指示等がされた品目の作付けを断念した為に発生した損害も、補償の対象になりました。さらに、出荷制限指示等が解除された後、従前の収入に戻るまでの減収分や、事業再開のために必要な機械の整備費用等も補償

の対象になりました。作付制限指示や牧草の給与制限指導等によって減少した収入や、代替飼料を購入して余計にかかった費用が補償されます。

なお、原発事故以降、指示等がされる前から自主的に作付けを断念していた場合でも、対象品目については、同様の補償を受けられます。

おことわり：第一次指針について詳しく説明している群馬弁護士会ニュース第1号は、群馬弁護士会のホームページをご覧ください。

その他原発での補償問題や、震災関係の生活相談、困りごと相談、法律相談等ご遠慮なくお電話ください

0120-445-930

月曜～金曜（祝日除く）午後1時～午後4時まで

弁護士が対応します（フリーダイヤル）